

平成 15 年 11 月 28 日

各 位

株式会社 奈 良 銀 行

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の進捗状況（平成 15 年 4 月～9 月）について

りそなグループの奈良銀行（社長 野村 正雄）は、本年 8 月に策定した「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の進捗状況（平成 15 年 4 月～9 月）を、別添にて公表させていただきます。

平成 15 年度上半期におきましては、中小企業金融再生に向けた取組みとして、企業再生に向けた支援組織を新設するなど、計画推進の基盤となる推進体制を整備いたしました。

また、平成 15 年度中間決算において、りそなグループ一体となった資産査定の厳格化等による「財務改革」を断行し、一層の健全性確保と今後の安定的な収益体質構築に取り組んでおります。

こうした取組みにより、計画は当初スケジュール通り進捗しております。

今後も、平成 15 年度上半期に整備した推進体制及び「財務改革」をベースに、機能強化計画に織り込んだ具体的施策を早期に実行し、リレーションシップバンキング機能を更に強化していくことで、地域の皆さまとともに発展し、創造性に富んだ真の金融サービス企業を目指してまいります。

以 上

## 全体的な進捗状況及びそれに対する評価

当社は地元への円滑な資金供給を目的に創業し、今日もその創業精神を基本方針として、地元経済の発展に貢献してまいりの方針です。

平成 15 年 9 月期に、当社は、自己資本比率が大幅に低下した結果、早期是正措置の対象となり、現在、同措置に対する経営改善計画を役職員一丸となって進めているところですが、地域金融機関にとって、地域経済の発展なくしては自らの発展も望めないとの認識の下、当社自身の再生ならびに信頼回復のためにも、リレーションシップバンキングの機能強化計画の着実な実行を通じ、地元の中小企業、事業者の再生や地域経済の活性化に取り組むことが重要と考えております。

15 年度上期においては、お取引先企業に対する支援機能の強化のため、担当者の外部研修への参加や中小企業支援センター等との情報交換を実施し、10 月には、お取引先企業の再生支援の取組みを強化するため、新たに「企業支援室」を設置しました。

また、15 年 9 月中間決算にて、りそなグループ一体となった資産査定厳格化等による「財務改革」を断行し、健全性確保と今後の収益体質強化に取り組んでおります。

これらの取組みにより、全体として、本計画は当初計画どおり進捗しているものと考えております。

今後も、研修拡充等を通じた担当者のレベルアップ、りそなグループの機能活用、外部機関との連携等、本計画で予定している施策を通じて機能強化を図ってまいります。

### 【機能強化計画の主な進捗状況（平成 15 年 4 月～9 月）】

#### 1. 中小企業金融再生に向けた取組

##### (1) 創業・新事業支援機能等の強化

地域経済の活性化の為に、新規企業の創設や新事業の展開が重要で、これらに対する円滑な資金供給と金融サービス機能強化を図るため審査課員を増員、第二地銀協主催の「目利き」研修の受講による審査能力のレベルアップ等を計画しておりますが、10 月 1 日 1 名増員を行なうと共に、第二地銀協主催で 9 月 2 日から実施された第一回「目利き」研修に 1 名参加致しました。

行内研修、通信教育の受講につきましては下期の開講を予定しております。

外部専門機関の活用については、中小企業支援センターとの情報交換を中心におこなっており、その他日本政策投資銀行等との機能活用、そのための勉強会は下期以降充実を図る予定をしております。

##### (2) 経営相談、支援機能の強化

経営不振先に対するランクアップのための支援強化のため、10 月 1 日「企業支援室」

を 3 名体制で新設いたしました。また支援能力向上を図るため第二地銀協主催の第一回「ランクアップ」研修に 1 名参加致しました。

行内研修、通信教育の受講につきましては下期の開講を予定しております

取引先からのコンサルティング、情報提供ニーズに対しては、グループ会社「りそな総合研究所」とビジネスマッチング業務に関する契約をおこない、12 月に研修会を実施し、より一層これを活用出来る体制に致します。

### (3) 早期事業再生に向けた取組

要注意先や要管理先を中心に債務者企業の再生を目的の一つとして 10 月 1 日付で「企業支援室」を 3 名体制で新設致しました。対象先 58 社を選定し実態把握、経営改善支援に着手したところであります。

支援スキル向上のため第二地銀協主催の「企業支援者養成研修」に 1 名参加したほか、奈良県中小企業再生支援協議会の連携を図るべく下期にはいり、2 先の案件相談を行っております。

### (4) 顧客への説明態勢の整備、苦情・相談処理機能の強化

与信取引に係る重要事項の説明については、新事務手続きの周知徹底・マニュアルの策定・研修により強化を図ることとし、7 月のシステム移行を通じ研修の実施を行なってまいりました。下期には、説明ツールとしてのマニュアルの策定等と研修を通じさらに説明能力の向上を図ります。

相談・苦情処理については、下期に事例に基づく勉強会を予定しております。

## 2. 健全性の確保、収益性向上に向けた取組

### (1) 資産査定、信用リスク管理の強化

資産健全化に向け、従来から厳格な自己査定に努めてまいりましたが、営業店別の研修を 1 クール実施したほか、15 年 9 月自己査定マニュアルを改訂し、より厳格化いたしました。(マニュアル改訂に伴う研修は実施済)

担保評価の厳正化につきましては、平成 13 年度以降の担保処分実績の蓄積と処分実績からみた評価制度の検証を行い、この中間期は、鑑定評価書に基づく担保評価について、処分実績に基づく厳正化を行いました。

当社の懸案である、「信用格付」の導入は下期に実行すべく準備中であり、現在は「債務者区分判定制度」を運用中で、これによる金利適正化をはかっておりますが、「信用格付」導入後は信用リスクを反映した金利体系を構築し適正金利の確保をはかります。

以 上

## 機能強化計画の進捗状況（要約） 【地域銀行版】

### 1. 15年4月から9月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価

- ・当社は地元への円滑な資金のご提供を目的に創業し今日もその創業精神を基本方針として地元経済の発展に貢献してまいりの方針です。
  - ・そのため「財務体質の健全化にむけ本計画の着実な実行を図ることで、地元経済の活性化、健全性の確保・収益力の向上を図るべく新たに「企業支援室」を設置し、また「審査部審査課を増員するなどの組織改革を行いました。
  - ・当社はりそなグループの一員として、都市銀行レベルの商品、サービスのご提供が可能となりましたが、そのためにも社員個々のレベルアップが必要であり、本計画で予定している研修等を通じてスキルアップをはかりつつあります。
- < 中小企業金融再生に向けた取組 >
- ・創業・新事業支援のため、平成15年10月1日審査課員を1名増員し、また、審査能力向上のため第二地銀協の第一回「目利き」研修に1名参加いたしました。
  - ・経営不振先に対する取組として、平成15年10月1日「企業支援室」を3名体制で新設、対象先58先を選定し実態把握、経営改善支援に着手いたしました。今後、お取引先の実態把握を通じ経営改善計画の策定支援や、奈良県中小企業再生支援協議会、外部専門家の活用もはかりお取引先の経営改善支援を行なってまいります。
  - ・また、支援スキル向上を図るため、第二地銀協の第一回「ランクアップ」研修、「企業再生支援者養成研修」に各1名参加するとともに、下期以降2回目の同研修に参加し支援スキルアップを図るとともに、下期には、社内研修、通信教育受講により、全社レベルの対応能力の向上を図ります。
  - ・コンサルティング・情報提供ニーズに対応するため、グループ機能を活用を検討してまいりましたが、15年12月グループの「りそな総合研究所」とビジネスマッチング業務に関する契約を締結し、その機能についての研修を行い、当社お取引先にグループ機能の一層の活用を図れる態勢といたします。
  - ・お取引先への重要事項の説明につきましては平成15年のシステム移行を契機に各種契約書類の双務契約方式等への改定を行い、またその事務手続き等の説明会を行い下期には説明マニュアルの策定、社内研修を通じさらに説明能力の向上を図ります。
- < 健全性の確保、収益性向上に向けた取組 >
- ・資産健全化に向け自己査定能力の向上を図るため、15年上期は営業店別研修を1クール実施したほか、15年9月「自己査定マニュアル」をより厳格に改定し説明会を行いました。下期以降も継続的に自己査定研修を行い能力向上を図ります。
  - ・担保評価の厳正化につきましては15年3月期に破綻懸念先以下先の大部分について鑑定評価を取り入れるとともに、15年9月期は時点修正、処分実績に基づく厳正化を行いました。
  - ・当社の懸案である「信用格付」については、下期（12月メド）に導入すべく準備中です。現在は「債務者区分判定制度」を運用中でこれによる金利適正化を図っておりますが、信用格付導入は信用リスクを反映した金利体系を構築し適正金利の確保を図ります。
  - ・地域貢献に関する情報開示につきましては、りそなホールディングスと連携のうえ、より「お客様の分かりやすさ」を重点に開示してまいります。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備考 (計画の詳細)
		15年度	16年度		
・ 中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	・ 審査課課員の増員 ・ 外部受講等による審査能力の向上	・ 第二地銀協等の外部研修の受講 ・ 外部公的機関との情報交換 ・ 事前相談の活用し営業店の相談に対応	15年度の成果を見てスキルアップする	・ 15年10月1日付で審査部審査課に1名増員 ・ 第二地銀協の研修(事業再生研修・ランクアップ研修・第一回目利き研修)に各1名参加	・ 第二地銀協の「目利き」研修受講 ・ 奈良県中小企業支援センター等のベンチャー企業支援する機関等との情報交換
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	・ 外部研修の受講と行内研修の強化 ・ 事前相談を活用したOJT	・ 第二地銀協の研修参加 ・ 事前相談の活用 ・ 行内研修の実施	15年度の成果を見てスキルアップする	・ 第二地銀協第一回目利き研修に審査部から1名参加。・ 通信教育受講は15年下期からを予定している。 ・ 事前相談は1ヵ月数件である。	・ 第二地銀協の上級研修に審査課、企業支援室担当者が参加 ・ 第二地銀協の中級研修への営業店担当者の参加 ・ 「目利き」研修受講者を講師とする行内研修 ・ 通信教育の受講
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	奈良県中小企業支援センター等との情報交換	奈良県中小企業支援センター等との情報交換と情報の営業店への還元	左記施策の継続実施	・ 現状随時本部法人担当が接触、15年3月開催の第2回起業家マッチングプラザに参加、参加者情報を営業店に還元した。 ・ 経営革新支援法認定企業一覧を入手営業店に還元、本部帯同訪問等を実施した(融資取り上げ1先、日本経済新聞社主催のベンチャーエキスポ参加2社)	
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	・ 日本政策投資銀行が計画中の「地域金融協議会」へ参加 ・ 中小公庫、商工中金等との連携	・ 日本政策投資銀行等の制度や機能の勉強会実施 ・ 日本政策投資銀行等への取引先紹介	左記施策の継続実施	・ 関西地区での「地域金融機関協議会」は立ち上げられていない。 ・ 日本政策投資銀行のベンチャー融資に関するリーフレット等を配布その機能を営業店に紹介した。	
(5) 中小企業支援センターの活用	・ 情報交換の活発化 ・ 本センター機能についての行内研修の実施	・ 法人開拓専担者等による連携の強化 ・ 営業店への研修により本センターへの取引先紹介が出来るようにする	左記施策の継続実施	・ 現状随時本部法人担当が接触、入手情報により本支店帯同訪問を行ない、現場でのOJTを行なっている。	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	・ グループの情報ネットワークや情報交換機能等の活用 ・ グループのビジネスマッチング機能の活用	・ グループのコンサル機能等の営業店への提供 ・ グループのビジネスマッチング機能の活用	グループ機能活用についての営業店研修による活用促進	・ 平成15年12月までにグループ会社「りそな総研」とビジネスマッチング業務に関する契約を締結し、12月にコンサル機能等同社の機能を紹介する研修を行う予定	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	(別紙参照)				

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度		
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	外部研修の受講と行内研修の実施	・外部研修の受講 ・行内研修による能力向上	・第二地銀協の研修受講による能力向上 ・実地での支援活動等による能力向上	・第二地銀協第一回「ランクアップ研修」に参加(審査部1名)	第二地銀協「ランクアップ研修」受講
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	りそな総合研究所の機能活用	研修を実施し、取引先に紹介する	左記施策の継続実施	・コンサルティング機能の活用面では上期1先の実績がある。	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	・「企業支援室」の新設 ・公的機関、外部専門家との連携強化 ・外部研修への参加による知識・ノウハウ吸収	・審査課担当の外部研修参加 ・営業店と連携した業況改善・事業再生への取り組み ・行内研修による能力向上	・本部・営業店が一体となった活動 ・営業店と連携した行内研修の実施 ・営業店への事例還元	・専担部署として「企業支援室」を平成15年10月1日新設した。 ・第二地銀協の事業再生支援者養成研修に参加(審査部1名)	第二地銀協「事業再生支援者養成研修」に参加
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	・地域での再生ファンドがあれば参加検討 ・再生ファンドの組成・活用情報の収集	公的機関等を通じた情報収集	左記施策の継続実施	奈良県での再生ファンド立ち上げの予定は現時点ではない。	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	情報収集と活用の可能性を研究し、必要に応じて対応する	事例等の情報収集を行い、その活用可能性を検討する	左記施策の継続実施	・DES等に関する情報収集に努めているが活用実績はない。	
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	・活用事例情報収集 ・対象先があれば活用を検討	・活用事例情報収集 ・対象先があれば活用を検討	左記施策の継続実施	・活用事例の情報収集に努めているが活用実績はない。	
(5) 産業再生機構の活用	活用情報の収集	活用情報の収集	・活用情報の収集 ・対象先があれば活用検討	・活用実績はない。	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	連携を強化し、取引先への紹介・利用促進を誘導する	・対象先の選定と利用促進 ・営業店への機能紹介による利用促進	左記施策の継続実施	・15年7月の発足、10月までに1社の相談案件持ち込み、1社の事前相談案件がある。	
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	・外部研修参加 ・行内研修の実施 ・外部専門家等との連携を通じた能力の向上	・第二地銀協の研修に参加 ・支店長・融資課長を対象とした行内研修実施 ・外部セミナー参加	左記施策の継続実施	第二地銀協「企業再生支援者養成研修」に1名参加、	第二地銀協「事業再生支援者養成研修」に参加

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度		
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) 担保・保証へ過度に依存しない融資の促進等。第三者保証の利用のあり方	・無担保商品の推進 ・キャッシュフローを重視した融資取組 ・「スコアリングモデル」商品の検討	・無担保商品の推進 ・キャッシュフロー重視の浸透	・無担保商品の推進 ・キャッシュフロー重視の浸透 ・スコアリングモデルの導入検討	・スコアリングモデル商品については、りそな銀行の取組状況を注視のうえ連携申入れを検討する。 ・実態B/S/P/Lによる返済能力の把握、実質キャッシュフロー重視の考え方は債務者区分判定申請を通じ都度指導している。	・現状ある無担保商品「リソナるくならバンク」の推進
(3) 証券化等の取組み	地方自治体やグループの商品に対し積極的に取り組む	地方地自体の制度が確定した時点で参加を前向きに検討する	左記施策の継続実施	自治体等に制度創設の動きはない。	
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	TKC会員税理士との提携による商品の検討	・TKCとの提携の可能性の調査 ・グループ行の取組状況も参考とする	商品開発と推進	・TKCと具体的なコンタクトには至っていない。	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	・信用リスク計量化に向けた体制整備 ・信用コストに見合った適正金利の設定	・信用格付制度導入に向けた準備作業 ・信用格付制度に係る営業店向け研修	信用格付を導入し、信用リスクの計量化を図る ・格付け別スプレッド設定による貸出金利の適正化	・15年12月をメドに信用格付を導入すべく準備中、前提となる財務格付は12月初旬に導入する。	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	・新事務手続きに係る研修 ・説明ツール、マニュアル整備	・新銀行取引約定書の切り替えと行内説明会(実施済み) ・保証契約に係る研修計画の立案 ・説明用ツール・マニュアル作成 ・上記に係る研修	行内研修の継続実施	・7月のシステム移行に伴い銀行取引約定書を差入方式から双務契約方式に変更、また、保証契約は銀行取引約定書に抛らず、保証形態による別冊受入れを基本とする様式に変更した。さらに、ローン関係契約書を複写方式に変更、保証意思確認も「どのように説明し」「理解を獲られたか」を記入するように改め、こうした新事務取扱導入の説明会を実施した。	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	・事務・営業指導の強化 ・関係部の連携強化 ・営業店に対する研修の強化	・OJTを含めた事務研修の継続実施 ・研修計画の立案 ・事例に基づく研修 ・営業店での店内研修強化	左記施策の継続実施	・研修実施準備中である。	・本部関係部の連携強化による再発防止策の検討 ・営業店役席に対する事例に基づく研修の実施
6. 進捗状況の公表	・各項目毎に進捗状況を取り纏め、りそなホールディングスと連携の上公表。	・15年度下期より公表。	・同左。	・公表に向け、各項目毎の進捗状況のフォロー・取り纏めを実施済	

【以下任意】

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度		
・各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル、Q&amp;A等による研修の継続実施</li> <li>・関連諸規定の見直し</li> <li>・関連データ - による研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己査定研修の実施</li> <li>・関連規程の見直し</li> <li>・自己査定Q&amp;Aの見直し</li> <li>・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連規定の見直し</li> <li>・整備</li> <li>・自己査定Q&amp;Aの見直し</li> <li>・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己査定研修の実施(営業店毎に別紙により実施)</li> <li>・15年9月自己査定マニュアルの一部改定、説明会の実施</li> <li>・自己査定Q &amp; Aは半期毎に5～6項目を整備し研修時の教材に利用している</li> </ul>	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分データ - の蓄積</li> <li>・鑑定評価の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より精緻な処分実績データ - の蓄積と整備</li> <li>・処分実績の担保評価への反映と検証</li> <li>・評価基準の見直しと研修</li> </ul>	左記施策の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年3月期より破綻懸念先以下の大部分の不動産担保について鑑定評価を採用し15年9月中旬期は時点修正を採用した。</li> <li>・また処分実績の反映では鑑定評価に係る処分実績は少ないものの実績を反映した評価方法を採用した。</li> </ul>	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別取引方針を明確化し、金利適正化を図る</li> <li>・信用格付けを導入し、ベース金利の精緻化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出ベース金利の確保による金利適正化</li> <li>・貸出ベース金利への移行情報の営業店への還元</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別取引方針の精緻化</li> <li>・貸出ベース金利の定着</li> <li>・信用格付け導入によるベース金利の精緻化と定着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別取引方針は一部について明確にするとともに、下期にはさらに具体的交渉経緯も踏まえた取引方針の明確化をはかる。</li> <li>・貸出ベースレートへの移行の進捗状況情報を営業店に四半期毎の集計を還元</li> </ul>	
3. ガバナンスの強化					
(1) 株式公開銀行と同様の開示(タイムリーディスクロージャーを含む)のための体制整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の体制を維持するとともに、毎期の決算に基づく「東京証券取引所 会社情報の適時開示基準金額」確定時や、適時開示規則その他法令の改定時には、速やかに銀行内で周知徹底し、適時適切に対応する体制を整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適時開示規則その他法令の遵守について周知徹底。</li> </ul>	・同左。	株式公開銀行と同様の開示体制を維持するとともに開示規則等の遵守について、周知徹底を図っている。	
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度上期中に具体的開示項目、方法等について検討、15年度下期以降、「地域貢献に関する情報」として開示。</li> <li>・地域の反応等の検証、開示項目等への反映。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的開示項目、方法の検討、「地域貢献に関する情報」開示の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度下期開示の地域の反応等の検証、開示項目等への反映及び15年度決算に基づく情報開示の実施。</li> </ul>	「地域貢献に関する情報」について、りそなホールディングスと連携の上、ホームページ等を通じて開示していく。	

(備考) 個別項目の計画数・・・28(株式を公開している銀行は27)



## 中小企業金融の再生に向けた取組み

## 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業支援室は地元中零細企業を対象として、債務者毎の実態把握を行い企業再生し債務者区分の良化をおこなう</li> <li>・15年3月期の要注意・要管理先のうち57先について具体的な対象先の選定を行い、企業支援室・営業店連携により債務者の現状把握を行う</li> <li>・延滞初期の段階から審査部監理課は営業店と帯同するなどし本部支店一体となって債務者の現況把握・管理にあたり債権の劣化防止につとめる</li> </ul>
スケジュール	15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象先を選定し債務者の実態把握に着手・債務者区分の良化のために債務者毎の支援活動の目標設定を行う</li> <li>・改善目標に対するモニタリングの実施(債務者企業への実訪等)</li> <li>・必要に応じ外部専門家との連携を図る</li> <li>・企業支援室の活動状況の担当役員への定期的報告を行い、また毎年9月・3月の自己査定毎に対象先の見直しを行う</li> <li>・延滞初期の段階から審査部監理課は営業店と帯同するなどし本部支店一体となって債務者の現況把握・管理にあたり債権の劣化防止につとめる</li> </ul>
	16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象先を見直し債務者の実態把握に着手・債務者区分の良化のために債務者毎の支援活動の目標設定を行う</li> <li>・改善目標に対するモニタリングの実施(債務者企業への実訪等)</li> <li>・必要に応じ外部専門家との連携を図る</li> <li>・企業支援室の活動状況の担当役員への定期的報告を行い、また毎年9月・3月の自己査定毎に対象先の見直しを行う</li> <li>・延滞初期の段階から審査部監理課は営業店と帯同するなどし本部支店一体となって債務者の現況把握・管理にあたり債権の劣化防止につとめる</li> </ul>
備考(計画の詳細)		
進捗状況(15年4月~9月)		
	(1) 経営改善支援に関する体制整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年10月1日「企業支援室」を3名体制で発足。</li> <li>・審査部審査課員を1名増員し、支援室業務をフォローできる態勢とした。</li> </ul>
	(2) 経営改善支援の取組み状況(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者の実態把握を行い、問題点を把握する</li> <li>・経営改善計画の策定依頼および策定支援・債務者企業へのヒヤリング、公的金融機関の利用提案、交渉支援等の活動を行ないつつあり、また、奈良県中小企業再生支援協議会との相談提案など、企業経営者の債権計画策定の参考となる公的機関、専門機関の紹介などをおこないつつある。</li> <li>・支援室活動は、まだ緒についたところで具体的な改善事例はないが、取引先企業の相談窓口の増加にもなり総じて前向きな評価を頂いていると感じている。</li> <li>・当行のお取引先は単独の事業を営んでおられる方が多く、経営改善はいきおい縮小均衡の方向を考えがちだが、自社の強み(例えば技術力)を武器に「攻め」の考え方も必要であり、その際、最も重要な「収益性」をあらゆる角度からもっと検討する必要があるのでは、と考えている。</li> </ul>

(奈良銀行)

(注) 下記の項目を含む

経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。

- ・同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・こうした取組みを進め成果を上げていくための課題は何か(借手の中小企業サイドの課題を含む)

## 経営改善支援の取組み実績（地域銀行用）

銀行名 奈良銀行

（単位：先数）

		期初債務者数	うち		
			経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が上昇した先数	のうち期末に債務者区分が変化しなかった先
正常先		1,677	0	0	0
要 注 意 先	うちその他要注意先	198	32	4	25
	うち要管理先	59	16	1	12
破綻懸念先		72	10	3	5
実質破綻先		48	0	0	0
破綻先		36	0	0	0
合 計		2,090	58	8	42

- 注） ・ 9月期末には、上期の実績を、3月期末については、下期の実績及び当該年度の実績を公表する。
- ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
  - ・ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるものの には含めない。
  - ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
  - ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理すること。
  - ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
  - ・ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
  - ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上。